

第1章 総則

1 目的

沖縄県観光危機管理対応マニュアル(以下「本マニュアル」という。)は、各主体の役割や行動目標を示し、県(文化観光スポーツ部)を中心とした行動手順を関係機関に共有することで、安全・安心で快適な観光地としての沖縄観光ブランドを構築し、世界から選ばれる持続可能な観光地形成を図ることを目的に策定するものである。

2 本マニュアルの性格

沖縄県の危機管理は、法律等に基づき沖縄県地域防災計画や沖縄県新型インフルエンザ等対策行動計画など(以下、「既存計画等」という。)、危機に応じた組織・体制や対策等の計画が策定され、対応を行うこととなっている。

このため、危機対応に当たり、既存計画等に基づく体制が設置された場合は、当該体制のもとで観光危機管理に係る対策を行う。

この場合において、対策の具体的な行動手順等は、「第4章 各機関の想定される危機のフェーズごとの行動手順」等に基づき又はこれを準用して実施するが、既存計画等に基づく体制のもと示される方針等と重複する場合などは、原則として、当該方針等に従うものとする。

3 本マニュアルの構成

本マニュアルの「第2章 関係機関における4Rの対策」については、第2次沖縄県観光危機管理計画の「第3章 関係機関における4Rの対策」に基づき、沖縄県、市町村、一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー(以下「OCVB」という。)、観光関連団体及び観光関連事業者等に期待する主な役割を示したものである。

「第3章 関係機関ごとの平常時の減災対策と危機への準備」については、観光客及び観光関連産業への被害をできるだけ少なくするため、関係機関の平常時における取組の行動目標を示したものである。

「第4章 各機関の想定される危機のフェーズごとの行動手順」については、危機毎の県(文化観光スポーツ部)の行動手順を予め想定することで、危機発生時に迅速かつ的確に行動に移すことができるよう示したものである。

4 本マニュアルの見直し

本マニュアルについては、関連法令等の改正に基づく既存計画等の変更時や毎年の訓練、危機対応後に振り返りを行い、見直しを実施するものとする。